

資料編

【資料 1】用語説明

* 朝の読書タイム

児童生徒の読書活動の活性化を図るために、学校が読書に親しむ時間を確保すること。特に始業前の時間を充てている学校が多い。

* 学校貸出

豊橋市内の学校において、調べ学習などに必要な本を 1 か月 300 冊まで図書館から貸出を受けることができる仕組みのこと。

* 学校図書館司書

学校図書館に関する諸事務の処理を行うために、学校司書や読書指導員などの呼称で配置される職員のこと。

* 学校図書館図書標準

文部科学省が学級数に応じて必要な標準蔵書冊数を示した学校図書館の整備を図る際の目標のこと。

* 家庭教育手帳

一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため、文部科学省が親向けに作成した子育てのヒント集のこと。乳幼児編、小学生(低学年～中学年)編、小学生(高学年)～中学生編の3種類がある。

* 拠点的地区市民館

豊橋市において地域の拠点として位置づけられた地区市民館のこと。平成 22 年度現在、図書館システムがネットワーク化されているのは、石巻・二川・南稜・北部・南部・青陵・牟呂地区市民館の 7 か所であり、そこでは図書館の蔵書検索、貸出、返却、予約本の受取などが可能である。

* 子ども読書の日、こどもの読書週間

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める日のこと。4月23日を「子ども読書の日」と定め、5月12日までを「こどもの読書週間」としている。

* 授業・学習支援センター

豊橋市で子どもの調べ学習や知る喜び、学ぶ楽しさを伝える教師の授業づくりを支援する機能のこと。学校の要請に基づき、図書資料の選書、学校図書館への提供及び必要に応じて指導・助言を行う。平成 18 年度に開始した豊橋市学校図書館支援センターが、平成 21 年度より授業学習支援センターとして活動している。

* 司書教諭

教諭であることを前提とした、学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと。学校図書館法第 5 条に「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されている。

* 市民館おはなしのへや

豊橋市中央図書館読み聞かせボランティアの会により 地区市民館等を巡回し、地域の子どもたちを対象に絵本や紙芝居などの読み聞かせや手遊びを行う 事業のこと。

* 集配本業務

豊橋市図書館の配本センターで仕分けされた図書資料を、図書館分室へ定期的に配送し 交換を行う 業務のこと。

* 学校図書館図書整備計画

文部科学省が小・中学校の図書館の図書を計画的に整備していくために定めた計画であり、平成 19 年度から始めた 5 か年計画のこと。

* 団体貸出

豊橋市内の各種団体が 5 人以上であらかじめ登録すれば、団体での活動に必要な本を 1 か月 100 冊まで図書館から 貸出を受けることができる 仕組みのこと。

* 配架

図書館資料を、請求記号などの所定の順序に基づいて、書架上に並べること。

* 初めての絵本との出会い事業

豊橋市で 4 か月児健康診査時に訪れた保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら 絵本を手渡しているブックスタートのこと。

* パスファインダー

特定のテーマに関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる 関連資料の検索法を一覧できるリーフレットのこと。

* ヤングアダルト

主に 10 代の人々を児童と成人の中間に位置する利用者層のこと。図書館等で呼称するとき に使う 言葉である。

* 読み聞かせ

絵本や紙芝居などを読んで聞かせること。親が子に、図書館職員や教師が子どもの 1 人、または小グループに対して行う。

* リサイクル本の配布

豊橋市図書館で行っている 除籍となった図書資料の公共施設等に対する配布のこと。

* レファレンスサービス

図書館利用者が、調査・研究等に必要な資料および情報を求めたとき、図書資料の検索を援助し、資料を提供し、または回答を与えること。参考業務ともいう。

【資料2】子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めることにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料3】 第一次計画の総括

基本方針 1

家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・親子で本に親しむきっかけづくりとしてボランティアと協働による「初めての絵本との出会い事業」を実施
- ・図書館では、広報とよはしやリーフレットの配布による「家庭読書の日」を啓発
- ・市民館を拠点として、ボランティアによる読書活動の拡大（H16 0% →H21 80.8%）
- ・こども未来館では「ここにこサークル」による絵本の読み聞かせを実施（H21 360回）

<目標指標推移>

□乳児への絵本配付率（4か月児健康診査時に絵本を配付した乳児の割合）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

□絵本の読み聞かせグループ活動率（校区）

（市民館等で読み聞かせボランティアによる読書活動を開催している校区の割合）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	50%	50%	55.8%	71.2%	82.7%	80.8%	100%

基本方針 2

保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・保育所・幼稚園では、日常的な絵本の読み聞かせを実施（H16 83.6% →H21 96.1%）
- ・図書館が開催する保育士や幼稚園教諭を対象とした読み聞かせ講座を受講（H21 21人）
- ・学校では、「朝の読書タイム」の導入により学校での読書時間を確保（小学校 H16 84.0% →H21 100%、中学校 H16 82.6% →H21 95.5%）
- ・学校図書館では、学校図書館司書やボランティアによる読書活動の拡大（H16 62.2% →H21 95.9%）
- ・授業・学習支援センターと学校の連携による図書を活用した調べ学習の推進

<目標指標推移>

□保育所・幼稚園での読み聞かせ実施率（読み聞かせや紙芝居等を毎日実施している園の割合）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合							

割合	83.6%	84.9%	88.3%	89.3%	90.9%	96.1%	100%
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

□園児1人当たり蔵書冊数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
冊数	9.4 冊/人	9.5 冊/人	9.7 冊/人	9.8 冊/人	9.8 冊/人	9.9 冊/人	10.3 冊/人以上

□朝の読書実施率(小学校)(日常的に朝の読書を実施している学校の割合)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	84.0%	86.5%	92.3%	94.2%	96.2%	100%	100%

□朝の読書実施率(中学校)(日常的に朝の読書を実施している学校の割合)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	82.6%	90.9%	90.9%	90.9%	95.5%	95.5%	100%

□学校図書館図書整備率(小学校)(国の基準と比較した学校図書館の蔵書整備率)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	80.9%	72.8%	73.2%	75.5%	76.4%	78.6%	100%

□学校図書館図書整備率(中学校)(国の基準と比較した学校図書館の蔵書整備率)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	91.0%	91.9%	94.8%	98.5%	101.9%	102.8%	100%

□学校図書館環境整備率(空調機器・コンピュータ)

(空調機器・コンピュータが設置されている学校図書館の割合)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	4.7%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	100%

□学校図書館人的配置率(小学校:ボランティア、中学校:学校図書館司書)

(学校図書館司書の配置された中学校とボランティアの導入がされている小学校の割合)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
割合	62.2%	73.0%	94.6%	95.9%	94.6%	95.9%	100%

基本方針3

図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・図書館では、ボランティアとの協働によるおはなし会等、子どもを対象とした催しを開催(H21 306回)
- ・図書館では、読み聞かせボランティアや赤ちゃん絵本ボランティア育成講座を開催(H21 44名受講)
- ・図書館では、市民館等への児童図書を重点的に整備
- ・図書館や拠点的地区市民館では、インターネット予約の開始や図書館システムのネットワーク化により市民の利便性が向上(児童1人当たりの児童図書貸出冊数 図書館 H16 5.5冊/人 →H21 6.6冊/人、市民館等 H16 2.1冊/人 →

H21 2.6 冊／人)

- ・ 市民館等では、ボランティアによるおはなし会を開催(H21 138 回)
- ・ こども未来館では、絵本コーナーの充実やチラシによる優良図書を紹介
- ・ こども未来館では、ボランティア等による定期的な絵本の読み聞かせや紙芝居を実施(H21 61 回)

<目標指標推移>

□図書館における児童1人当たり児童図書蔵書冊数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
冊数	3.2 冊/人	3.4 冊/人	3.4 冊/人	3.3 冊/人	3.3 冊/人	3.3 冊/人	3.5 冊/人以上

□図書館における児童1人当たり児童図書貸出冊数(年間)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
冊数	5.5 冊/人	5.5 冊/人	5.9 冊/人	6.0 冊/人	6.4 冊/人	6.6 冊/人	6.0 冊/人以上

□市民館等における児童1人当たり児童図書蔵書冊数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
冊数	1.5 冊/人	1.5 冊/人	1.5 冊/人	1.7 冊/人	1.8 冊/人	1.9 冊/人	2.0 冊/人以上

□市民館等における児童1人当たり児童図書貸出冊数(年間)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標
冊数	2.1 冊/人	1.8 冊/人	1.9 冊/人	1.8 冊/人	2.2 冊/人	2.6 冊/人	3.0 冊/人以上

基本方針4

子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

【取組内容及びその成果】

- ・ 図書館では、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を記念したイベントを開催(「子ども読書の日」認識率 H16 46.5% →H21 77.9%)
- ・ 図書館では、小学校の低・高学年向け情報誌により子どもたちに魅力ある図書を紹介(年4回発行)
- ・ こども未来館では、4か月児健康診査の際に子育てプラザ絵本コーナーを紹介するチラシの配付や絵本の展示を実施
- ・ こども未来館では、機関紙「ここにこ通信」で優良図書を紹介

<目標指標推移>

□「子ども読書の日」認識率(学校や市民館等、「子ども読書の日」を認識している施設の割合)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標

割合	46.5%	46.5%	73.6%	77.1%	74.6%	77.9%	100%
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

基本方針5 子どもの読書活動推進体制の整備

【取組内容及びその成果】

- ・ 学校では、学校図書館について授業・学習支援センターを中心とした人・物・情報のネットワークを形成
- ・ 図書館では、授業・学習支援センターやボランティアと情報交換により子どもの読書活動を効果的に推進
- ・ 図書館では、様々な組織や団体においてそれぞれの役割に応じた子どもの読書活動をサポートする人材の育成を支援

【資料4】子どもの読書活動に関するアンケート結果の概要

1 調査の概要について

◆市民を対象としたアンケート

○アンケート内容…家庭・学校図書館・図書館等での読書の現状

○実施時期…平成22年6月～7月

(1) 小学生

ア アンケート対象…小学校52校の3年生～6年生

イ 実施方法…図書館から全小学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…1,554人（回収率100%）

(2) 中学生

ア アンケート対象…中学校22校の1年生～3年生

イ 実施方法…図書館から市立中学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…694人（回収率100%）

(3) 高校生

ア アンケート対象…高等学校11校の1年生～3年生

イ 実施方法…図書館から全高等学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…442人（回収率100%）

(4) 保護者

ア アンケート対象…(1)(2)の小中学校の児童生徒の保護者

イ 実施方法…(1)(2)の小中学校の児童生徒を通して保護者に依頼

ウ 回収結果…2,095人（回収率93.2%）

◆主に教育機関を対象としたアンケート

○アンケート内容…各機関、施設における読書活動の状況

○実施時期…平成22年7月～8月

○実施方法…郵送又はFAX

(1) 小学校

アンケート対象…小学校52校（回収率100%）

(2) 中学校

アンケート対象…中学校23校（私立を含む）（回収率100%）

- (3) 高等学校
アンケート 対象…高等学校 11校(私立を含む) (回収率 100%)
- (4) 保育所・幼稚園
アンケート 対象…幼稚園 28 保育所 57 合計 85 箇所 (回収率 72.9%)
- (5) 児童クラブ
アンケート 対象…児童クラブ 55 箇所 (回収率 70.9 %)
- (6) 市民館等
アンケート 対象…地区・校区市民館等、図書館分室 75 箇所 (回収率 100%)
- (7) 福祉施設
アンケート 対象…児童福祉施設 8 箇所 (回収率 100%)

2 豊橋市の子ども読書活動の現状について

全国的な読書調査は、毎年6月に実施されている読書世論調査と学校読書調査があり、これらの調査は、小学生から高校生までの読書量や1か月間に1冊も本を読まなかった割合(不読率)等の、全国的な読書傾向がわかるものです。

豊橋市での全市的な読書調査は、今回が2回目であり、前回は平成16年6月に小学1年生から中学3年生まで、平成16年9月に高校生についての読書状況を調査しました。今回は平成22年6月に小学1年生から中学3年生まで、平成22年7月に高校生についての読書状況を調査しました。

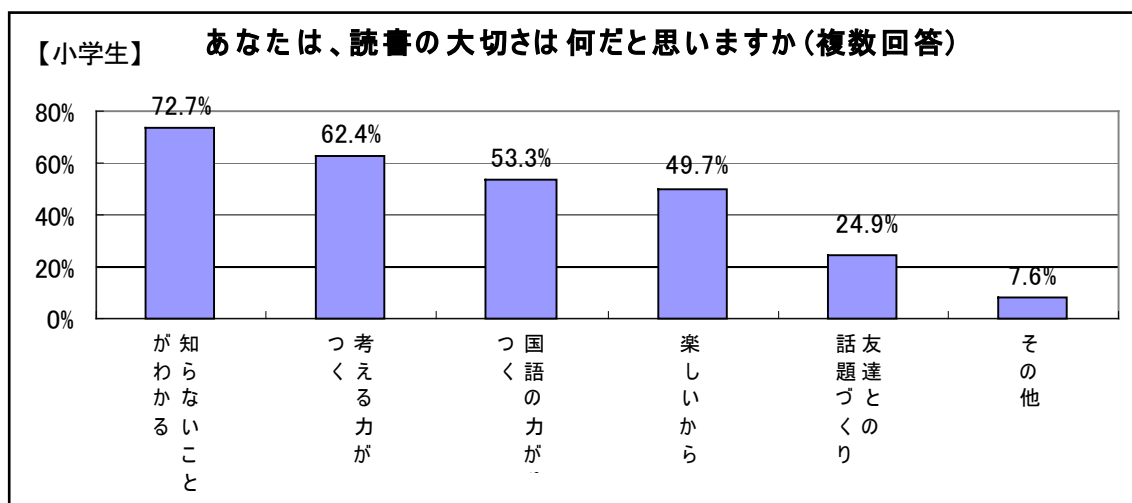
項目	区分	豊橋市	全国平均
1か月の読書量	小学生	6.6冊	8.6冊
	中学生	3.2冊	3.7冊
	高校生	2.1冊	1.7冊
不読率(1か月間1冊も本を読まなかった割合)	小学生	6.6%	5.4%
	中学生	11.5%	13.2%
	高校生	39.9%	47.0%

「子どもの読書活動に関するアンケート」(平成22年6月豊橋市)
「第55回学校読書調査」(平成21年6月全国学校図書館協議会)

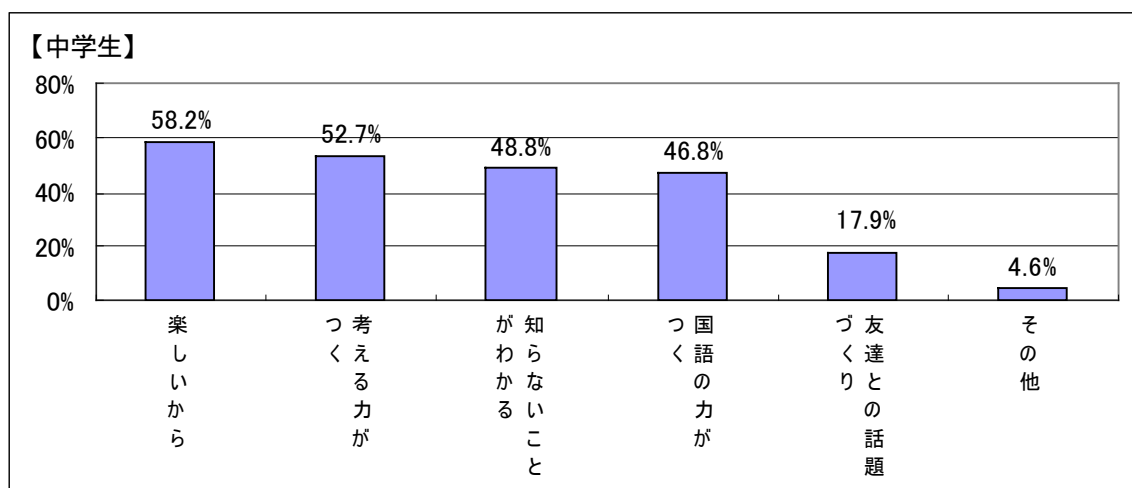
3 児童生徒のアンケート結果

(1) 読書状況について

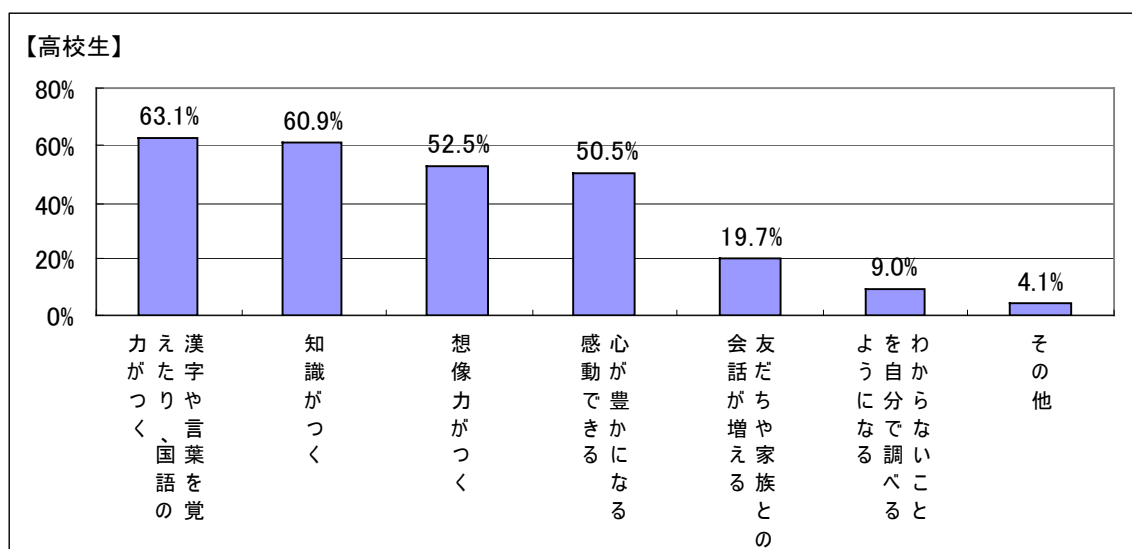
ア 読書の大切さについて



n=1,554

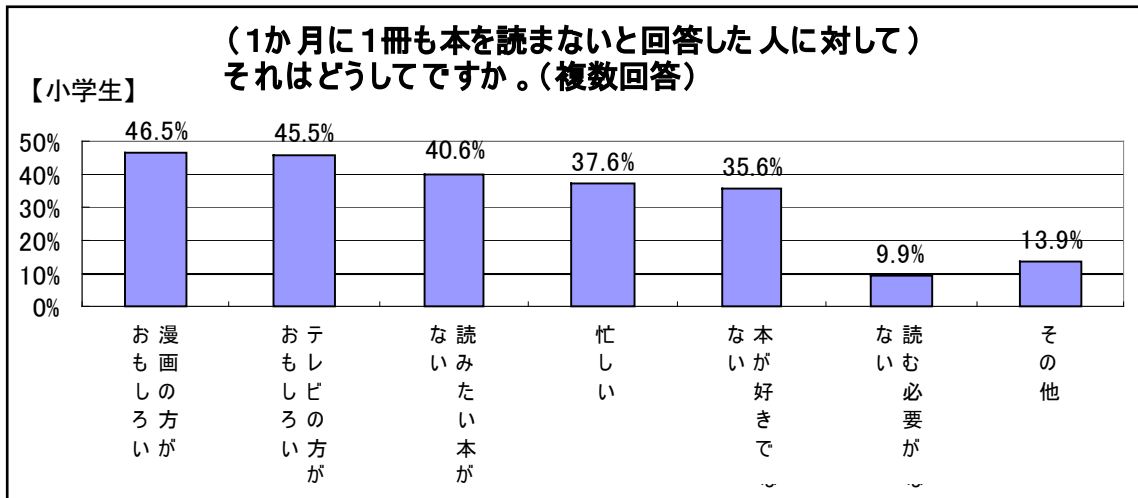


n=694

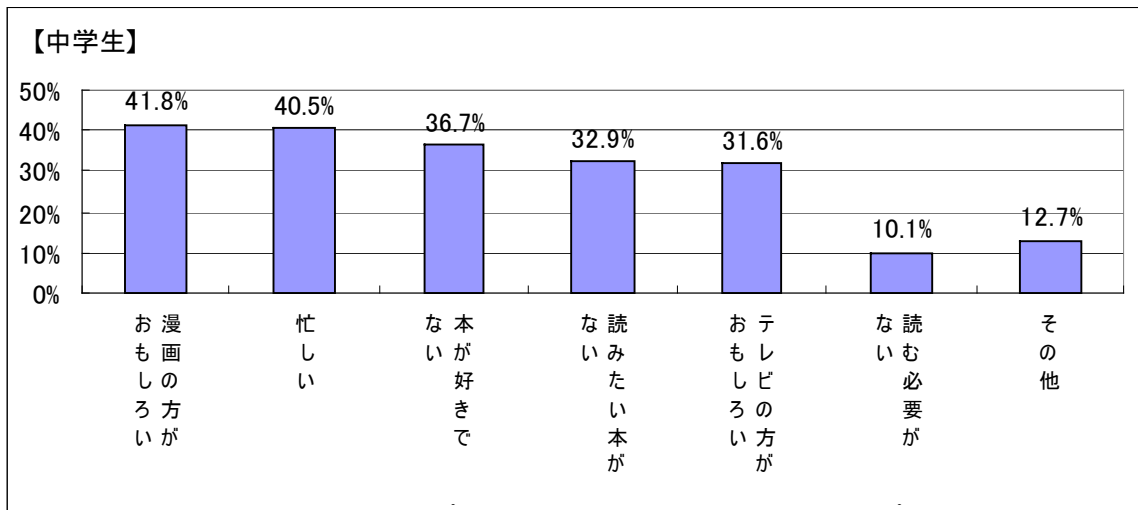


n=442

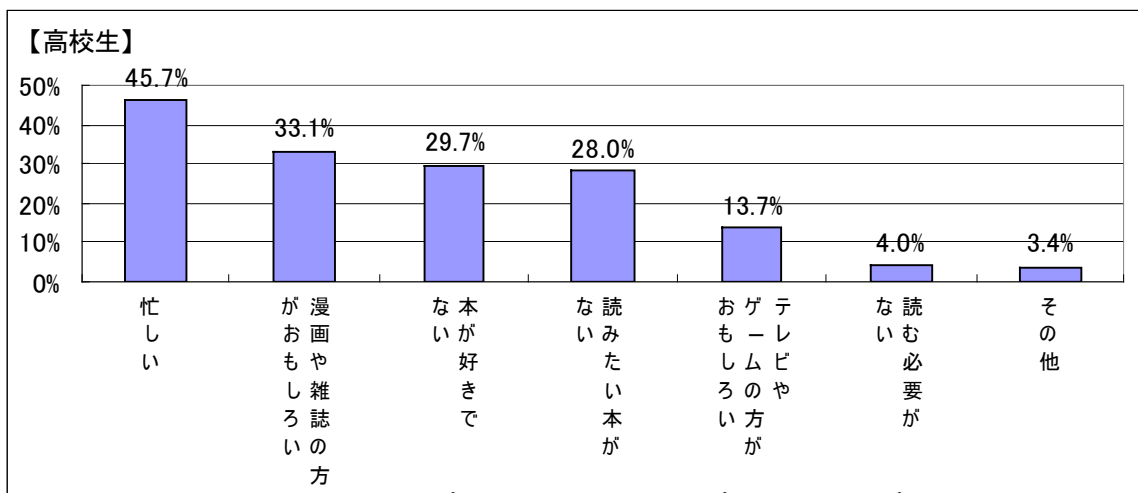
イ 本を読まない理由について



n=101

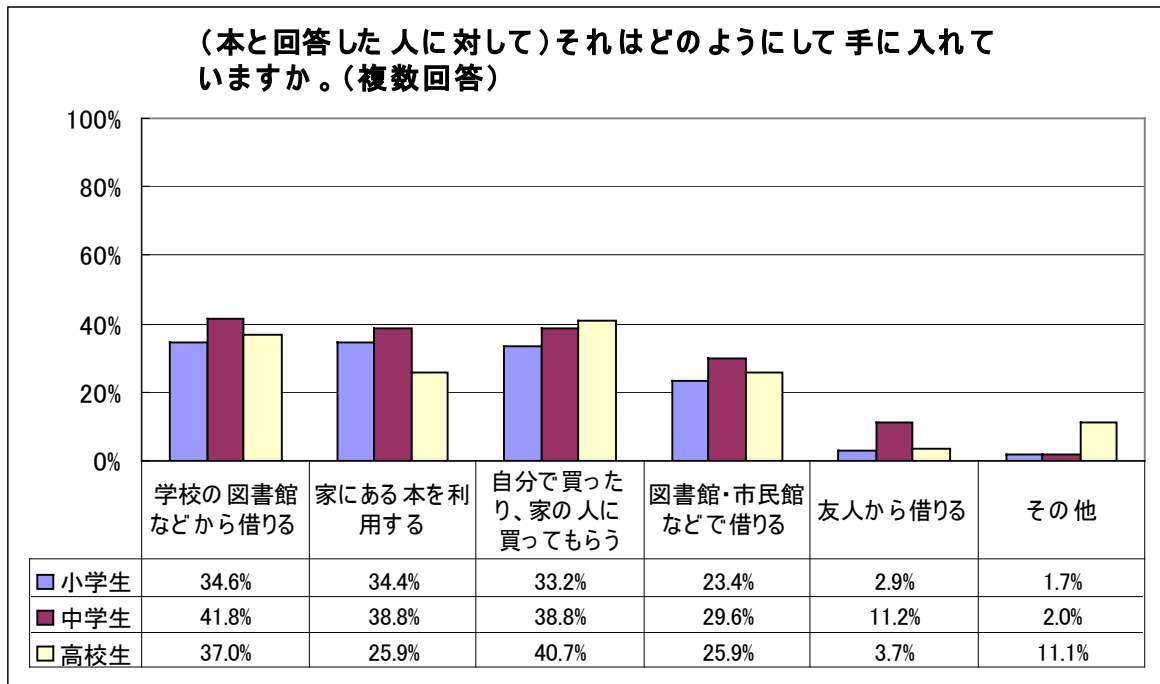
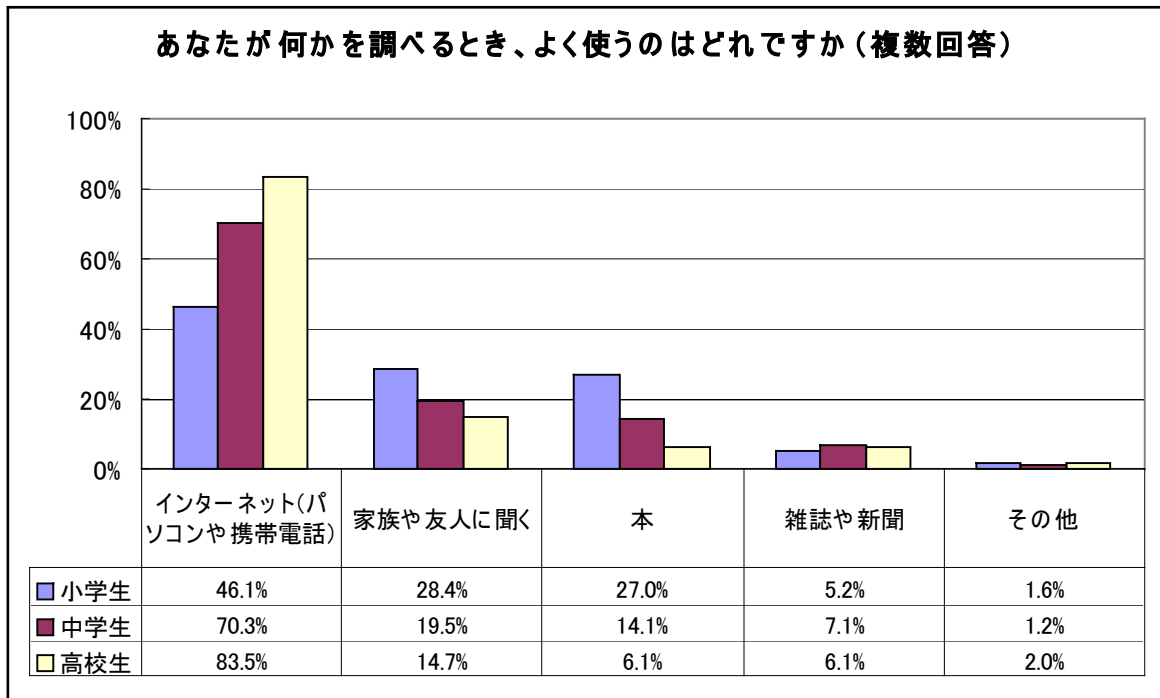


n=79



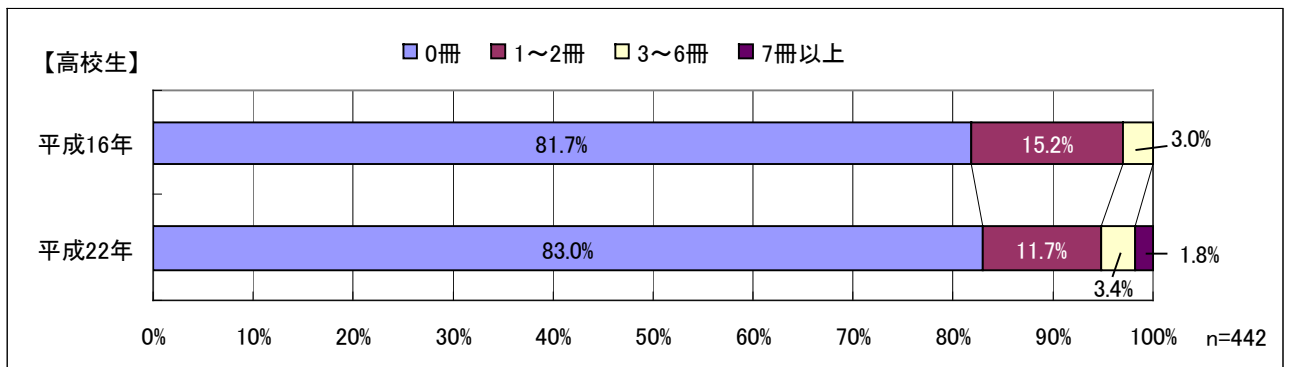
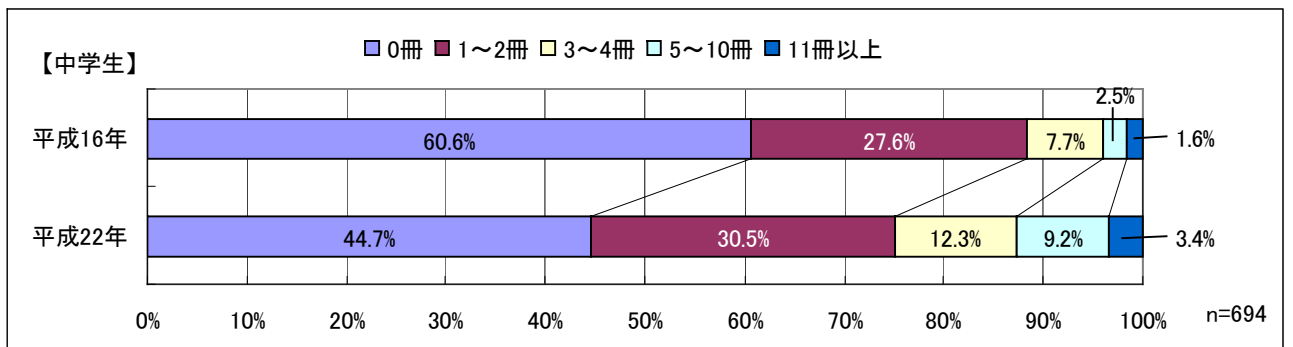
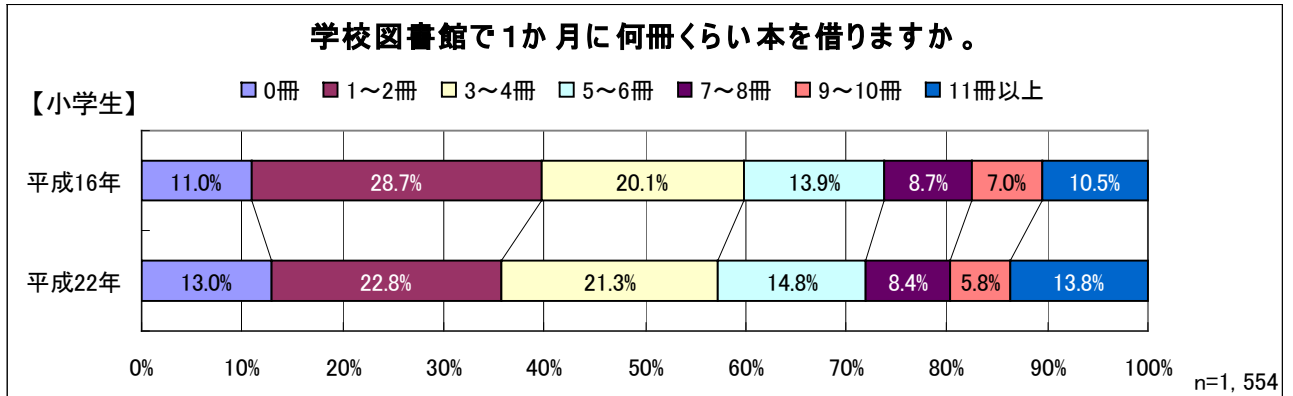
n=175

ウ 読書の活用について

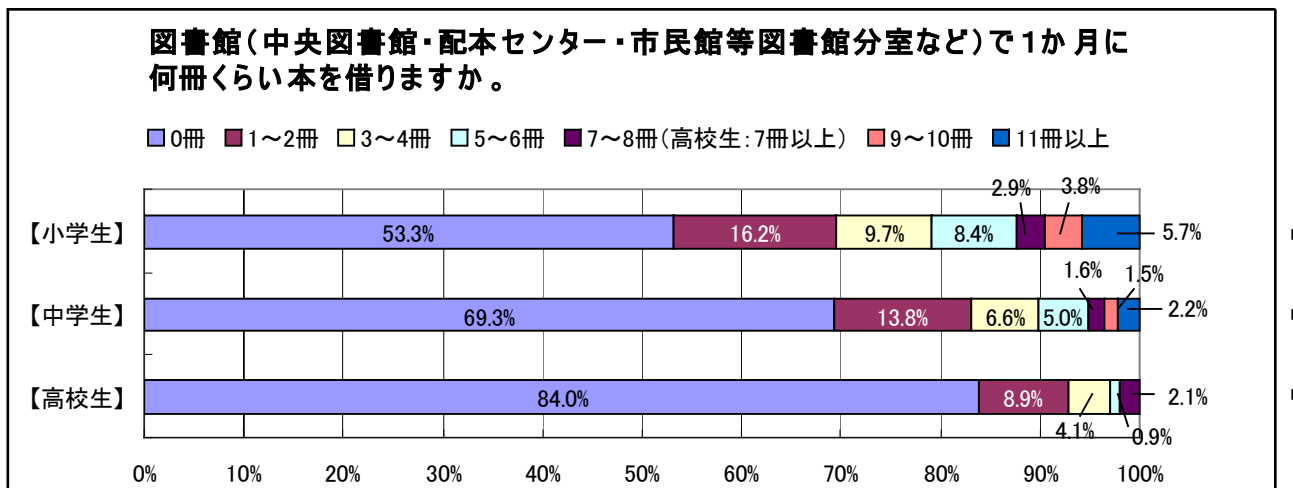


(2) 図書館等の利用について

ア 学校図書館について



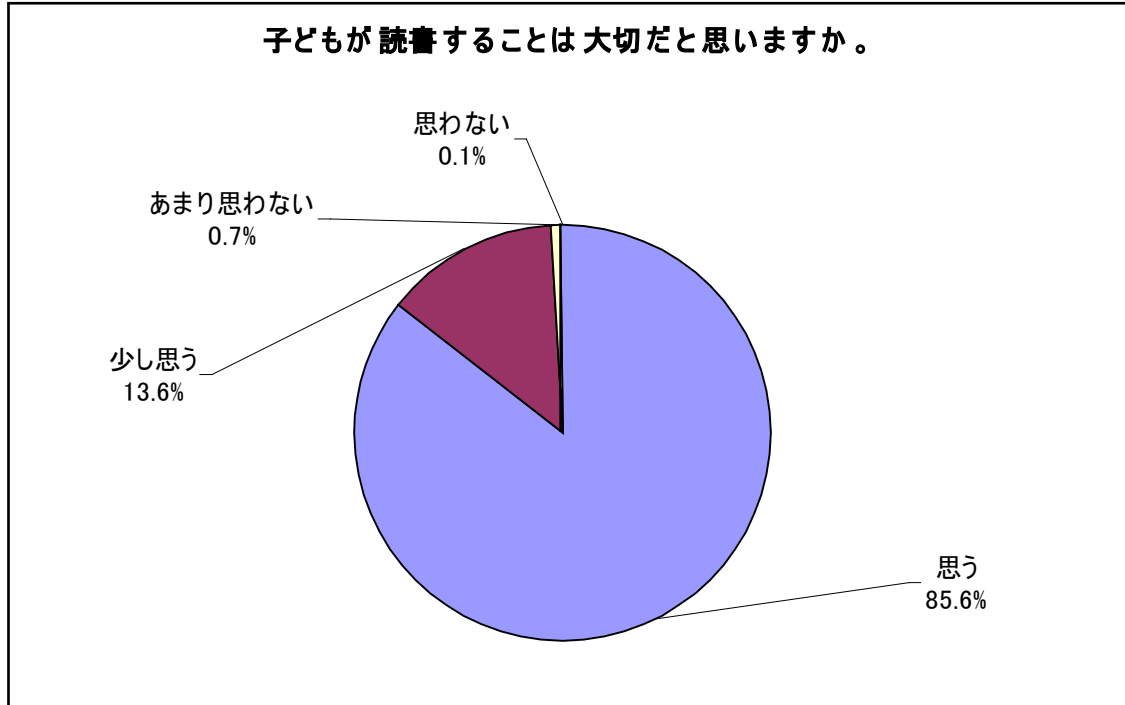
イ 図書館や市民館等について



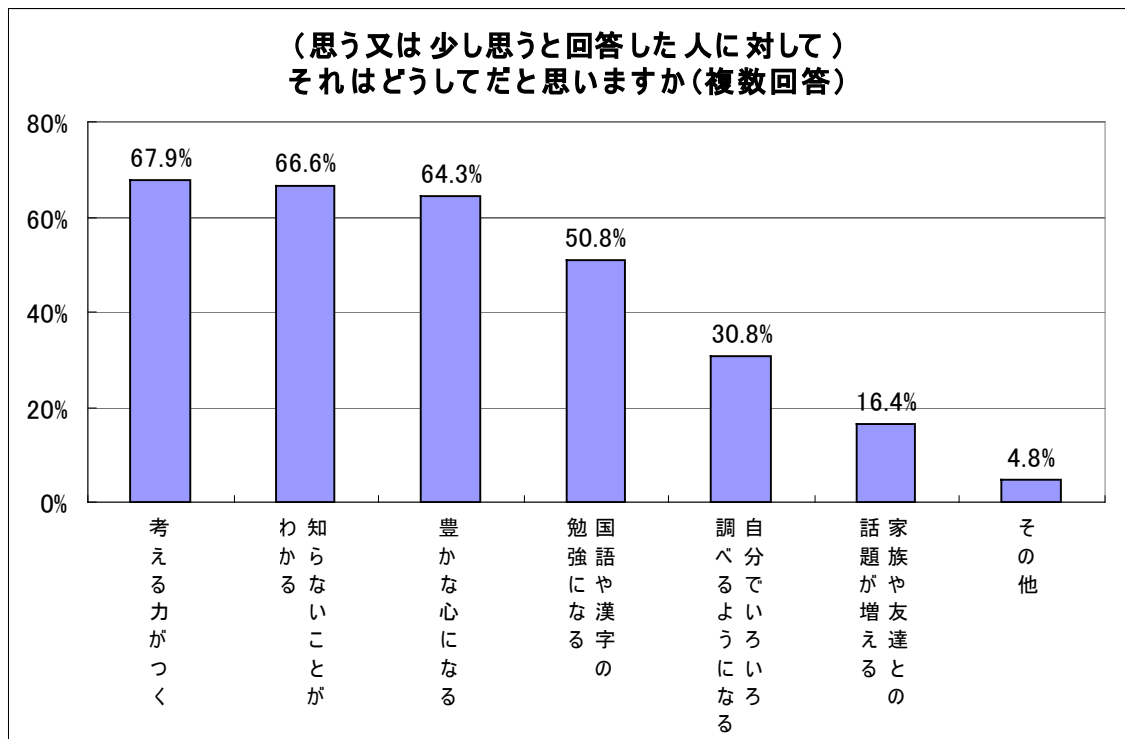
4 保護者（小中学校の児童生徒）のアンケート結果

(1) 子供の読書状況について

ア 読書の大切さについて

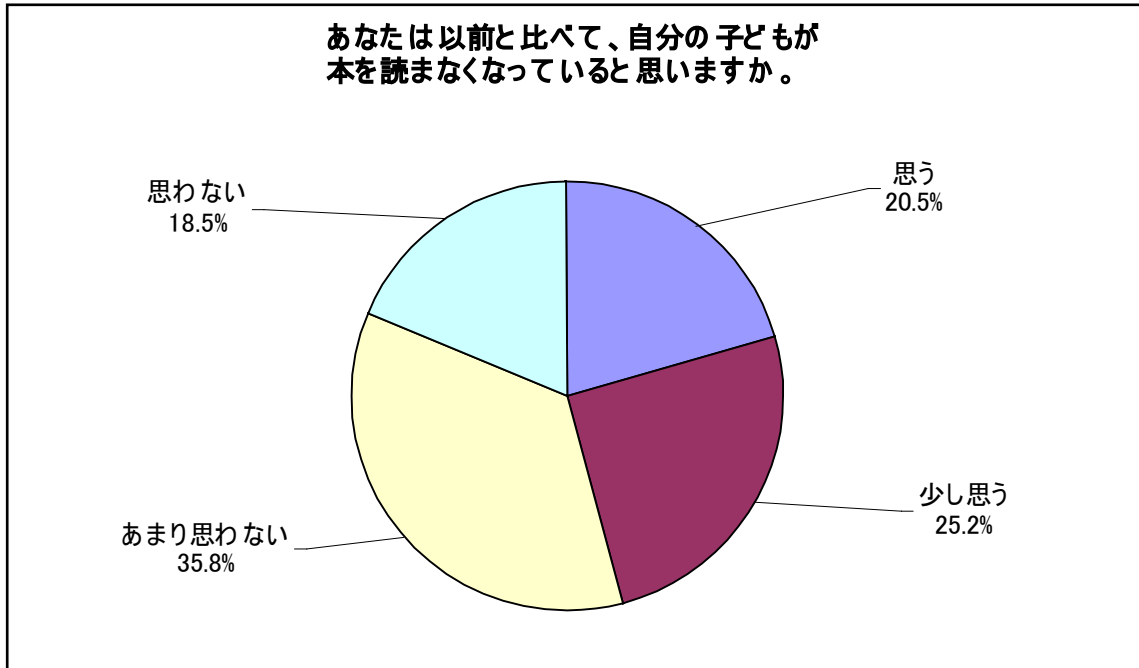


n=2, 062

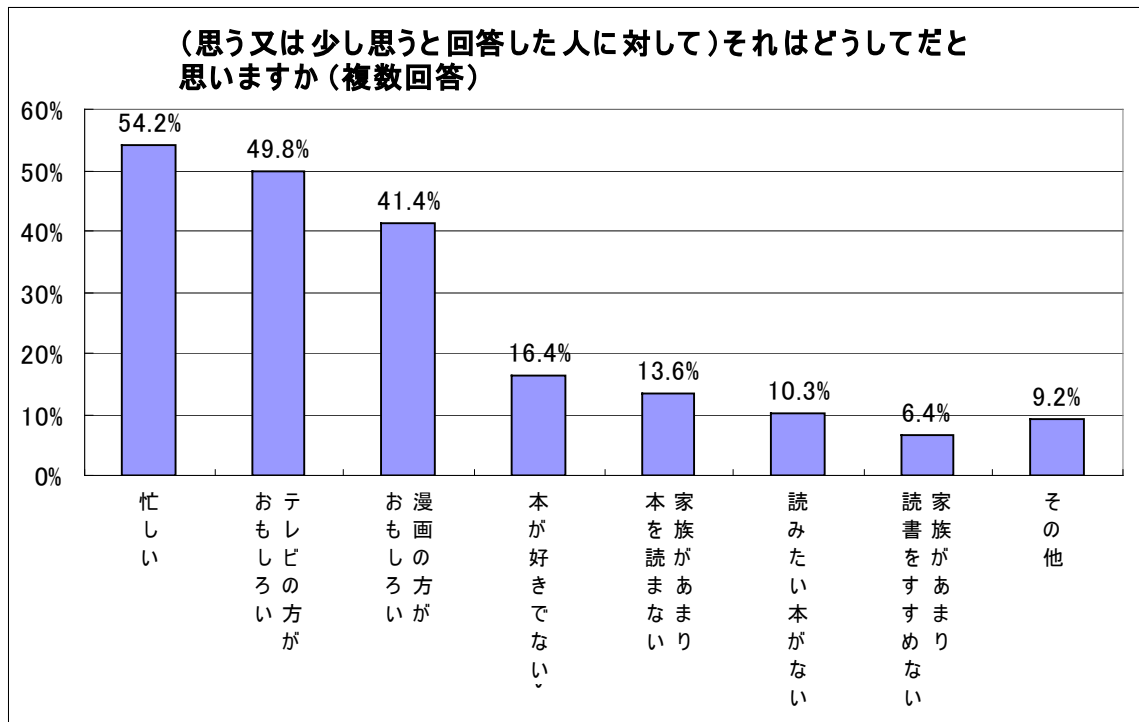


n=2, 045

イ 子どもの読書状況について

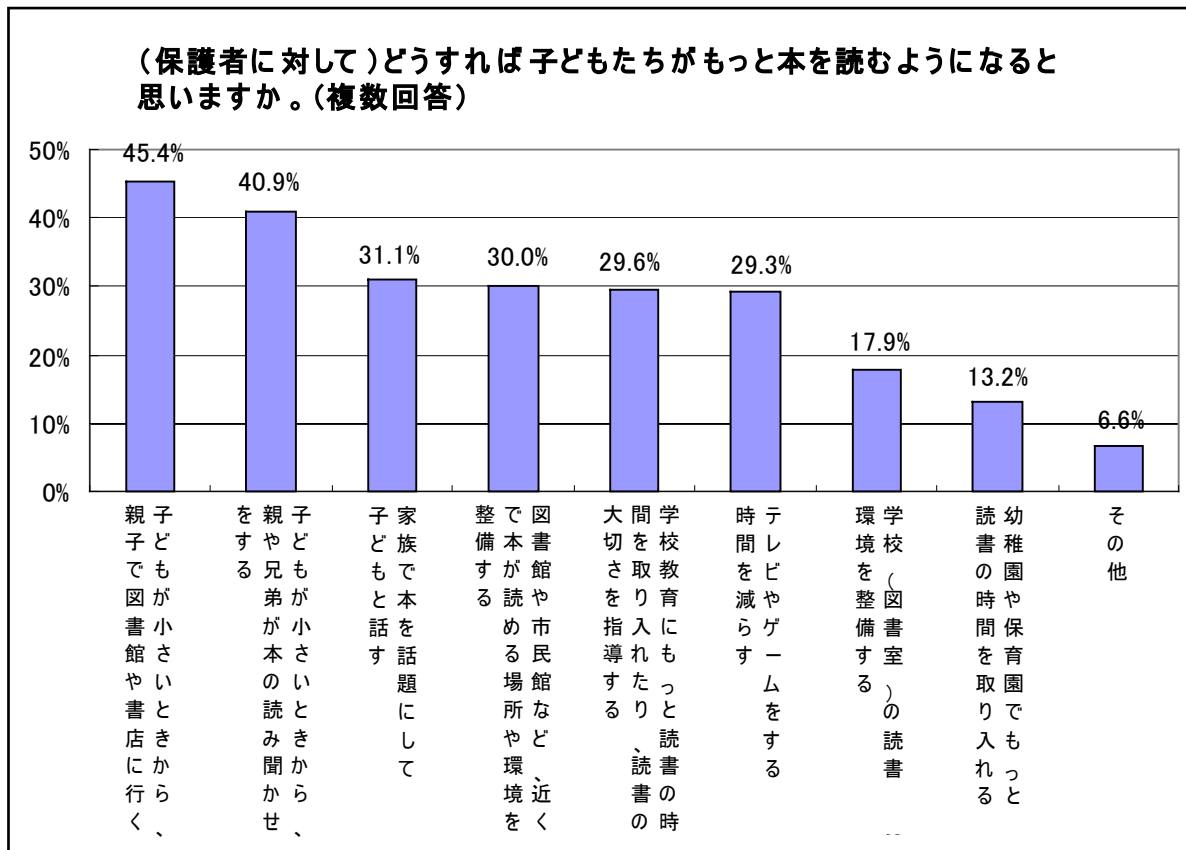


n=2,004



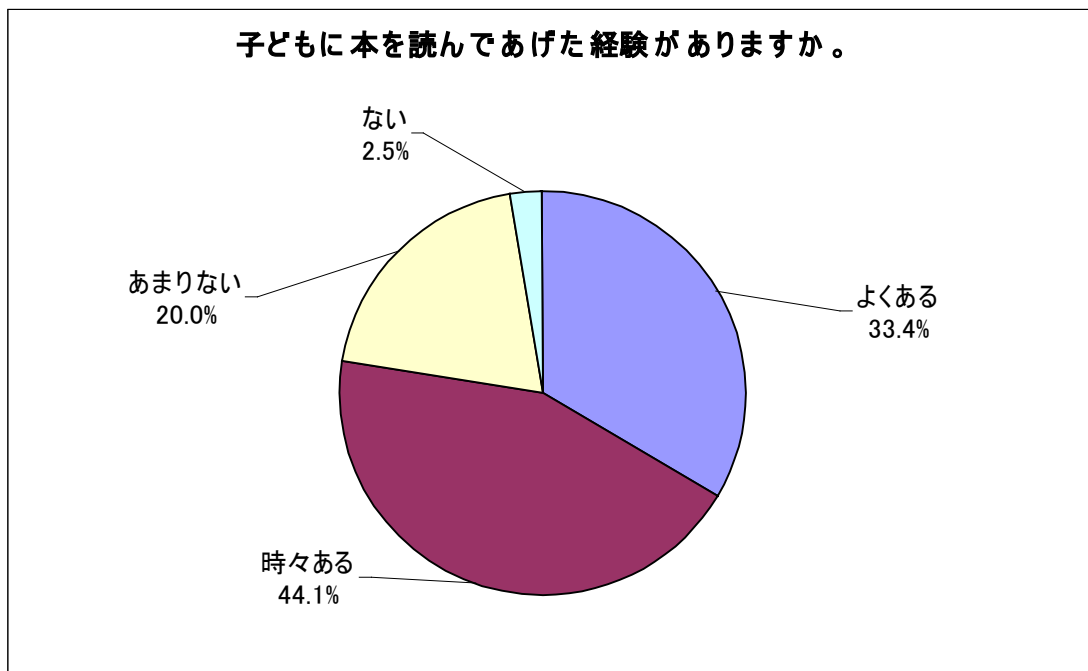
n=956

ウ 本を読まない理由について



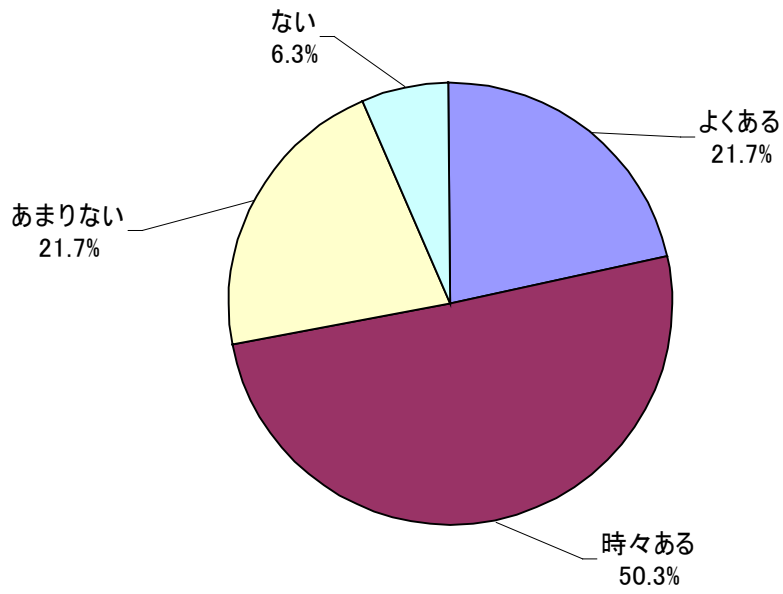
n=2,095

(2) 家庭の読書環境について



n=2,084

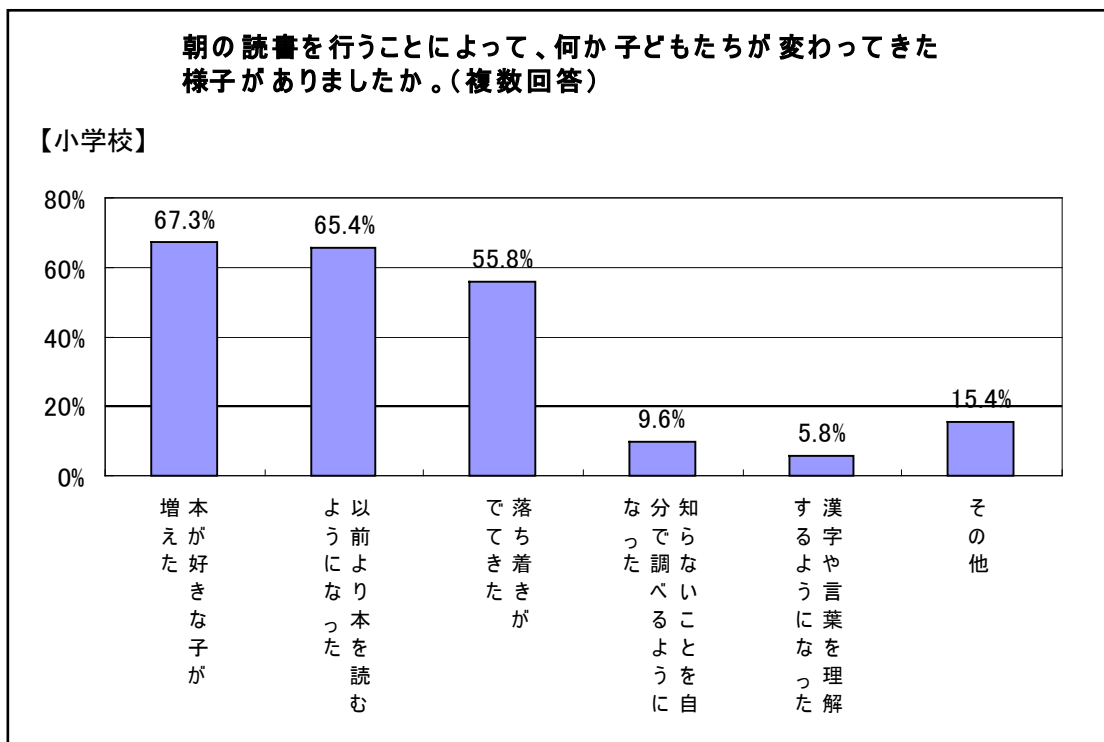
子どもと一緒に本が読める場所に行ったことがありますか。



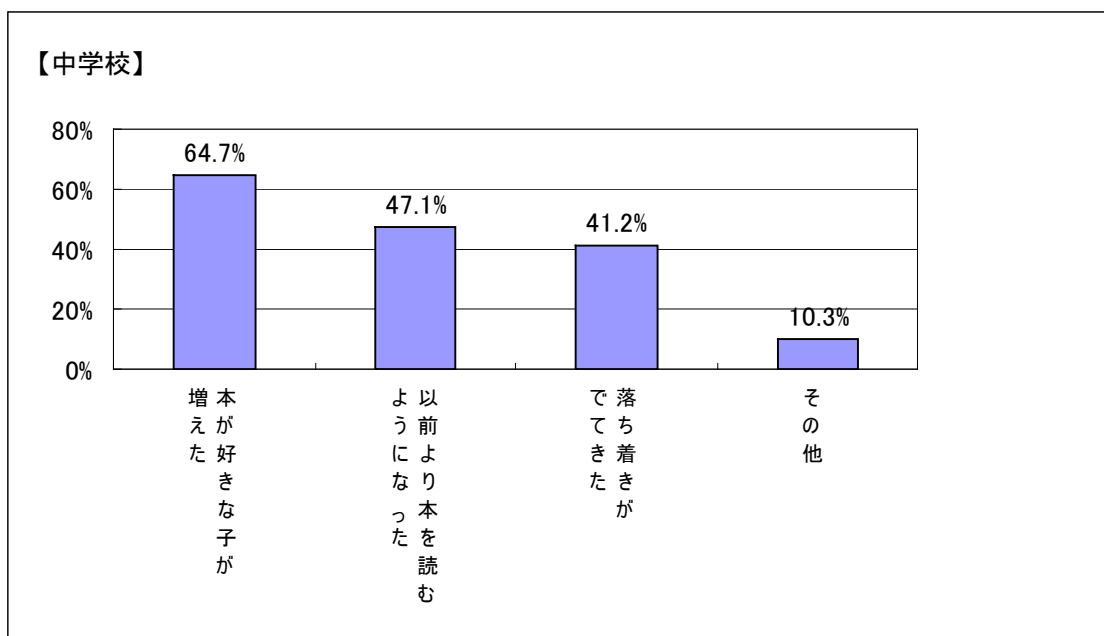
n=2,085

5 教育機関等のアンケート結果

(1) 小・中学校



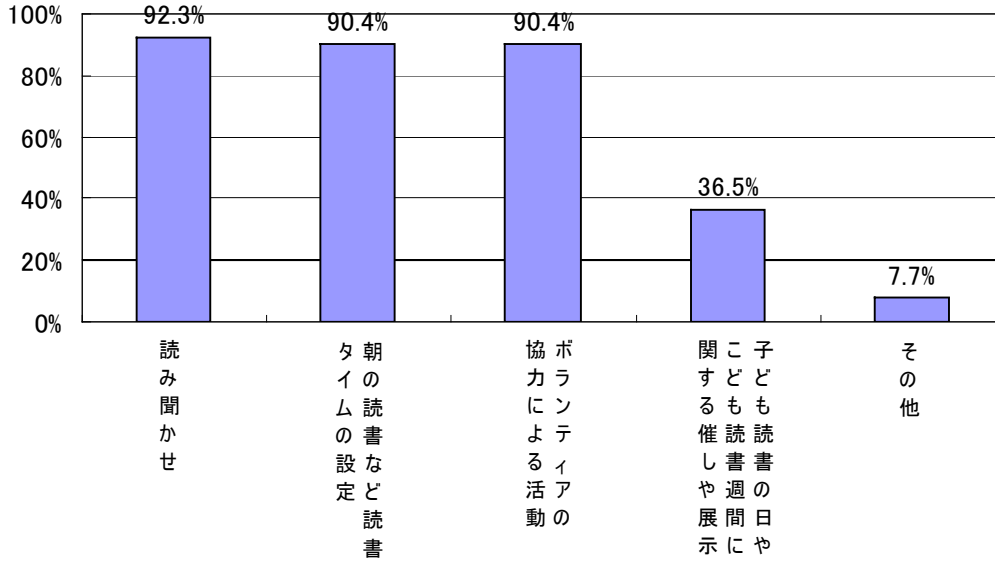
n=52



n=17

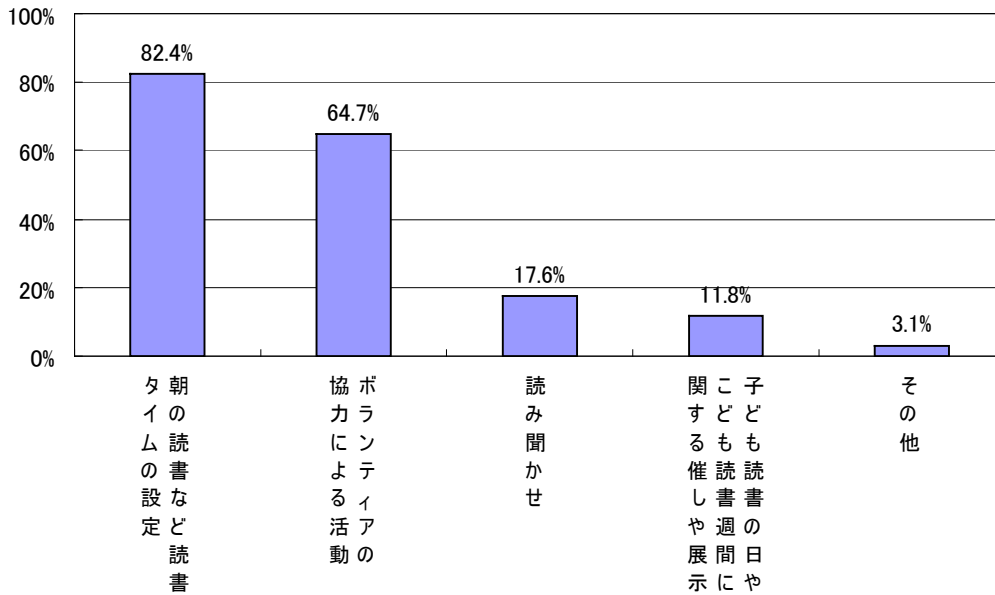
子どもの読書活動に関して行っている取り組みは何ですか。
(複数回答)

【小学校】



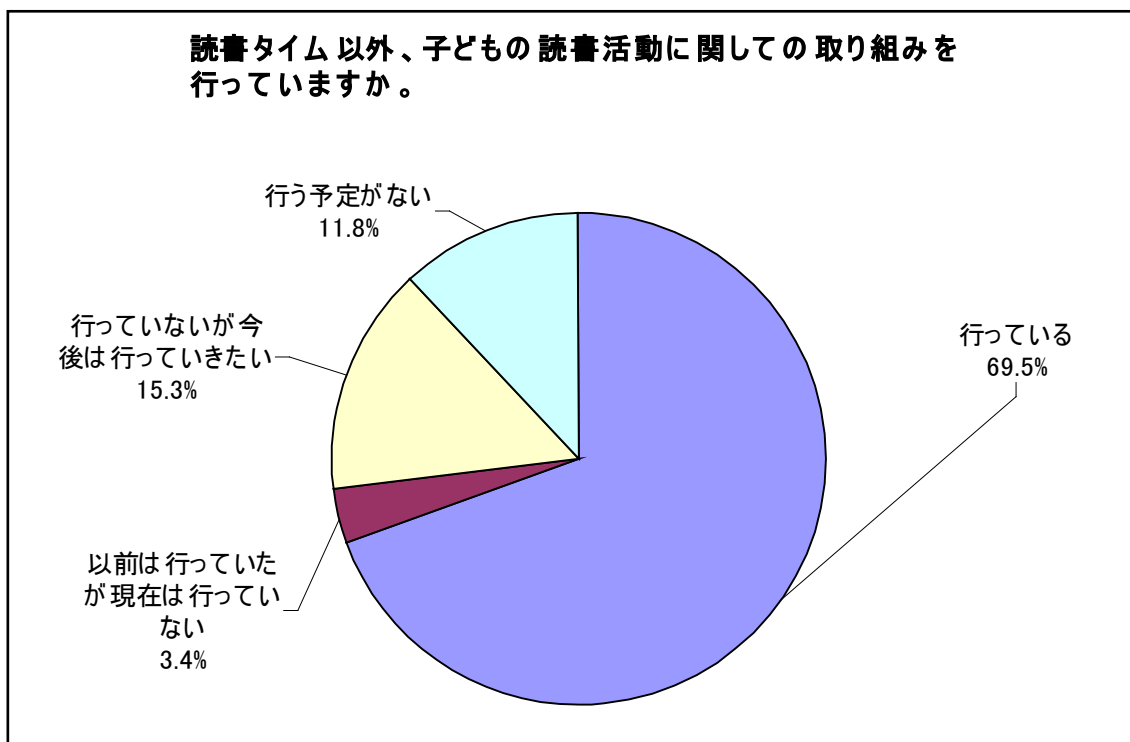
n=52

【中学校】

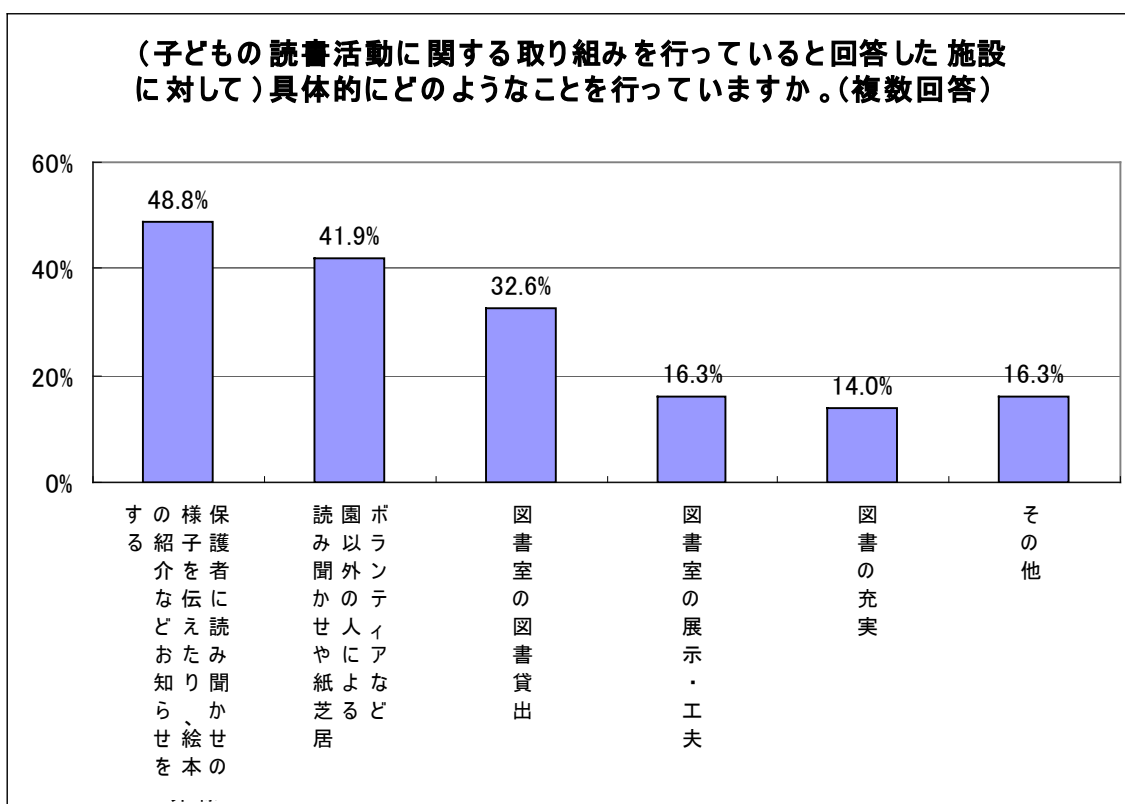


n=17

(2) 保育所・幼稚園

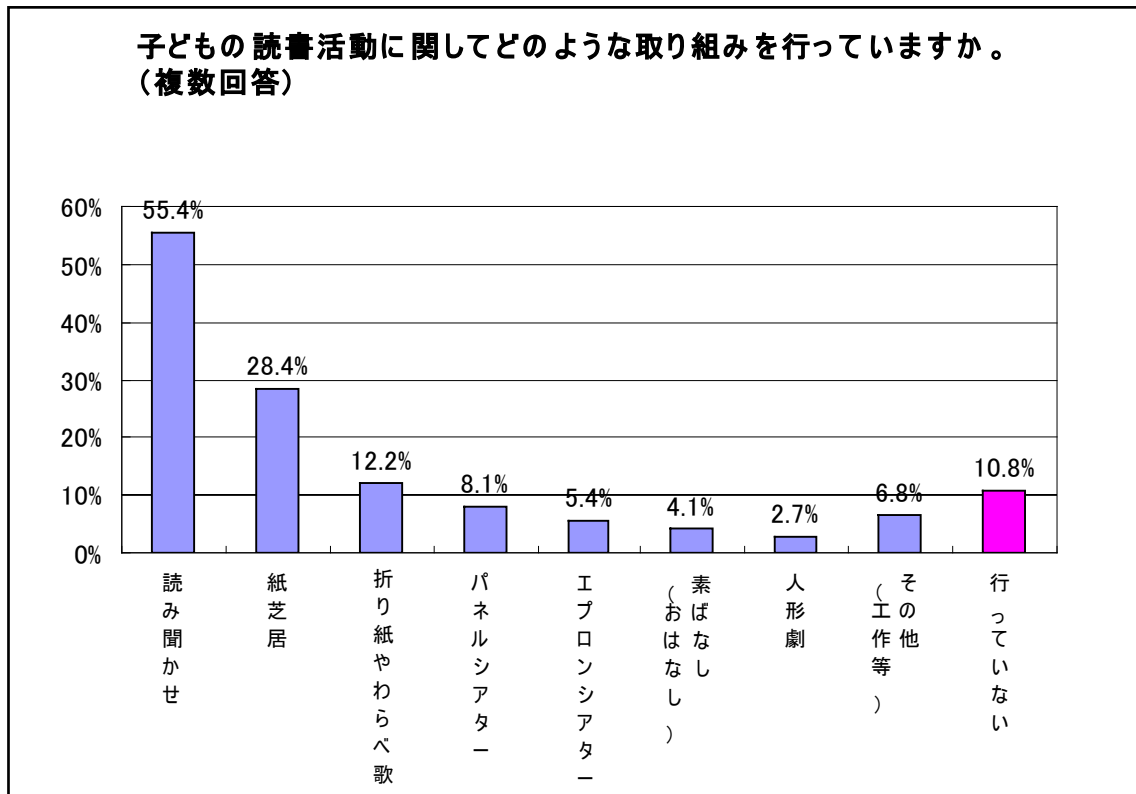


n=59



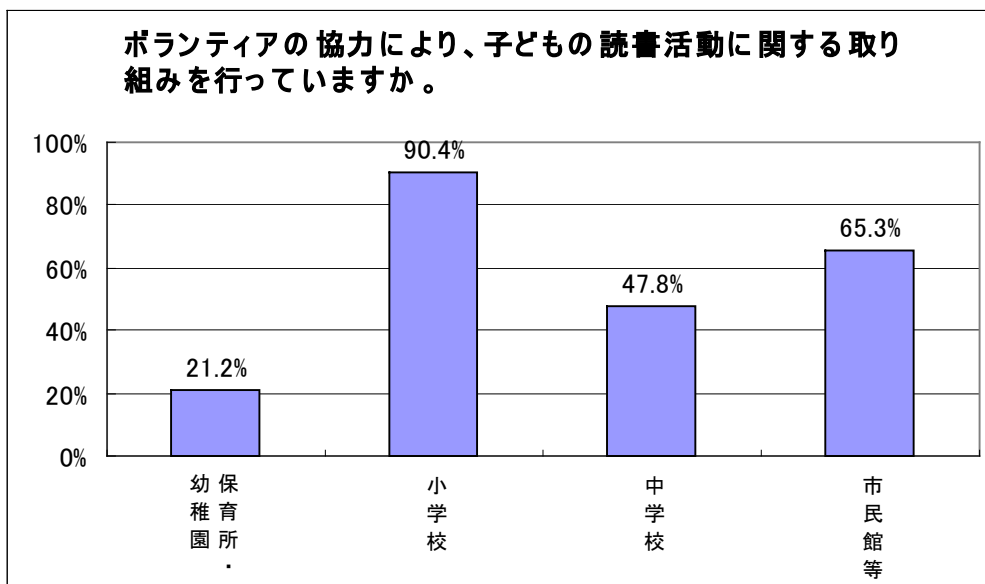
n=41

(3) 市民館等



n=75

(4) 全般



n=85

n=52

n=23

n=75

【資料5】豊橋市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、豊橋市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、豊橋市子ども読書活動推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が、必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の構成員以外のものを会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第5条 計画原案の作成及び調査研究を行うため、策定会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、関係課職員をもって構成する。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部図書館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表1(第3条関係)

役 職	職 名
会 長	教育部長
副会長	福祉部長兼福祉事務所長
委 員	教育部次長
委 員	教育部 総務課長
委 員	教育部 学校教育課長
委 員	教育部 社会教育課長
委 員	教育部 図書館長
委 員	福祉部 福祉政策課長
委 員	福祉部 保育課長

【資料6】豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、豊橋市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、当該推進計画の対象となる子どもの意見を第二次計画に反映するため、豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議(以下「子ども会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども読書活動の推進に関し、幅広い意見交換を行う。
- (2) 第二次計画の策定に向け、提言を行う。

(委員の構成)

第3条 子ども会議は、委員15名以内をもって構成し、委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 小学生 5名
- (2) 中学生 5名
- (3) 高校生 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から平成23年3月31日までとする。

(会議)

第5条 子ども会議は、必要に応じ図書館長が招集する。

- 2 子ども会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 図書館長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども会議の庶務は、教育部図書館において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議 委員名簿

(平成22年8月現在)

○ 小学生委員

* 順不同 敬称略

学 校 名	学年	氏 名
松 葉 小 学 校	6年	杉 浦 義 基
花 田 小 学 校	6年	鈴 木 伶 来
松 山 小 学 校	6年	野 尻 康 介
羽 根 井 小 学 校	6年	森 下 綾 香
吉 田 方 小 学 校	6年	村 松 良 真

○ 中学生委員

学 校 名	学年	氏 名
中 部 中 学 校	3年	神 谷 明 江
豊 城 中 学 校	3年	本 田 達 大
羽 田 中 学 校	3年	日 比 里 彩 子
牟 呂 中 学 校	3年	大 西 逸 人
南 部 中 学 校	3年	坂 輪 萌 子

○ 高校生委員

学 校 名	学年	氏 名
豊 橋 高 等 学 校	3年	吉 井 佑 莉
豊橋中央高等学校	3年	山 口 恵 実
豊橋商業高等学校	3年	杉 浦 円 花
豊橋工業高等学校	3年	金 森 文 亮
豊橋南高等学校	2年	大 野 未 佳

【資料 7】 第二次計画策定の経緯

<平成 21 年度>

年月日	項目	主な内容
平成 21 年 11 月 6 日	第 1 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の概要について ・ 第二次計画の策定について
平成 21 年 11 月 26 日	第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の策定について
平成 22 年 1 月 28 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の取組状況・ 成果・ 課題について
平成 22 年 3 月 12 日	第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の検証について ・ 第二次計画の骨子(案)について
平成 22 年 3 月 27 日	子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリエンテーション
平成 22 年 3 月 30 日	第 2 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の検証について ・ 第二次計画の骨子(案)について

<平成 22 年度>

年月日	項目	主な内容
平成 22 年 4 月 24 日	第 1 回子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書の現状について
平成 22 年 5 月 21 日	第 1 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の取組状況・ 成果・ 課題について ・ 第二次計画の策定手順について
平成 22 年 5 月 29 日	第 2 回子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書活動に対する取り組みについて
平成 22 年 5~7 月	子ども読書活動に関するアンケートの実施	
平成 22 年 6 月 30 日	第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の進捗状況について
平成 22 年 7 月 10 日	第 3 回子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会議提言書(案)について
平成 22 年 8 月 26 日	子ども会議提言書を市長に提出	
平成 22 年 9 月 2 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の総括について ・ 子ども読書活動に関するアンケート結果について ・ 子ども会議提言書について
平成 22 年 10 月 1 日	第 2 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画の基本的な考え方について
平成 22 年 10 月 5 日	第 1 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画(案)について
平成 22 年 10 月 20 日	社会教育審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画の基本的な考え方について
平成 22 年 11 月	子ども読書活動に関するアンケート(追加調査)の実施	
平成 22 年 12 月 17 日	第 2 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画(案)について
平成 23 年 1 月 13 日	市議会福祉教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画(案)について
平成 23 年 2 月 16 日 ~3 月 17 日	第二次計画(案)の公表及び意見の募集(パブリックコメント)	
平成 23 年 3 月 25 日	第 3 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次計画の承認について

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、すべての人とともに生きる、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制 100 周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組めます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、「世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋」、「平和を希求する豊橋」をめざすこと決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成 18 年 12 月 18 日

愛知県豊橋市

第二次豊橋市子ども読書活動推進計画

平成 23 年 3 月

発行：豊橋市教育部図書館

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町 48

TEL(0532) 31- 3131

